

# 海底光ファイバ等に対する支援について

---

2022年12月8日  
事 務 局

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。
- また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。

**海底光ファイバ整備を伴う光ファイバ整備の事業費：1地域あたり約10億円**  
令和元年度以降に交付決定した地域のうち、海底光ファイバ整備を伴う整備の総事業費の合計を補助対象地域数で除したものの、島内整備にかかった費用についても含まれている。

- ア 事業主体：直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者
- イ 対象地域：地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）
- ウ 補助対象：伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等
- エ 負担割合：

令和5年度予算要求額：70.6億円  
 令和4年度2次補正予算案：28.4億円  
 令和4年度当初予算額：36.8億円

【離島】（自治体が整備する場合）

国 2/3	自治体 1/3
----------	------------

(※)海底光ファイバ整備を伴う場合は国庫補助率4/5

【その他の条件不利地域】

国 1/2	自治体 1/2
----------	------------

(※)財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3  
 財政力指数0.3未満の自治体（新規整備）は国庫補助率2/3

【離島】（第3セクター・民間事業者が整備する場合）

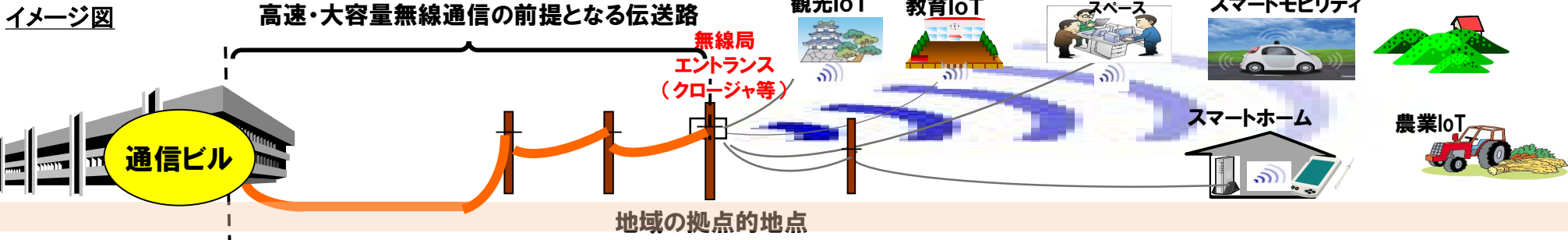
国 1/2	3セク・民間 1/2
----------	---------------

(※)海底光ファイバ整備を伴う場合は国庫補助率2/3

【その他の条件不利地域】

国 1/3	3セク・民間 2/3
----------	---------------

※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2



※新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。  
 (公設のままの高度化を含む。高度化しない更新は対象外)

※令和4年度補正予算では補助要件の拡大などの措置あり。下線部は、令和5年度当初予算拡充要求部分。

# 高度無線環境整備推進事業における離島向け維持管理補助の概要

(離島伝送用専用線設備維持管理事業)

- 離島においても、ICTを活用した学校教育、在宅勤務・オンライン診療等を継続的に利用可能とするため、また5G等の高度無線環境を実現し維持するため、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に係る収支赤字の1/2を補助する。

離島地域の光ファイバ（海底光ファイバを含む）の維持管理費（赤字額）：1地域あたり約0.7億円

令和3年度以降に交付決定した地域の赤字額を合計したもの。

【令和5年度予算要求額 70.6 億円の内数】

ア 申請主体： 離島(※)を有する地方公共団体(都道府県、市町村及びそれらの連携主体)

※離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域

イ 補助対象事業： 申請主体が自ら保有する離島内の伝送用専用線設備(当該離島内の局舎設備を含む。)及び当該離島に陸揚げされる海底伝送用専用線設備(両端の陸揚局等の局舎設備を含む。)を維持管理する事業

ウ 事業実施期間： 令和3年度から令和5年度まで

エ 補助対象経費： 離島伝送用専用線設備の維持管理に係る収支差額(赤字の場合のみ)

オ 負担割合：

国 1/2	地方公共団体(※) 1/2
----------	------------------

※ 市町村の負担について、特別交付税措置(措置率0.8)が講じられる。

## イメージ図

